

兵庫県公立大学法人教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項及び兵庫県公立大学法人教職員就業規程第3条第2項の規定に基づき、兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)の教員の任期に関して必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職等)

- 第2条** 法第5条第1項の規定により、法第4条第1項各号のいずれかに該当するものとして、法人において任期を定めて雇用する教員の教育研究組織、職、任期として定める期間及び再任に関する事項は、兵庫県立大学については別表第1、芸術文化観光専門職大学については別表第2のとおりとする。
- 2 別表第1及び別表第2に掲げるもののほか、法第4条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、任期を定めて雇用することが特に必要と認められるときは、あらかじめ雇用しようとする教員の教育研究組織、職、任期として定める期間及び再任に関する事項を明示して選考を行った上で、労働契約において任期を定めることができる。
- 3 前項の規定により任期を定めてする雇用は、兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年法人規程第1号。以下「組織規程」という。)第8条又は第23条に規定する人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得た上で、学長の申し出に基づいて行う。

(同意)

第3条 雇用に際しては、同意書(別記様式)により、雇用される者の同意を得なければならない。

(期間の定めのない労働契約への転換)

- 第4条** 第2条の規定により任期を定めて雇用された教員について、労働契約法第18条の規定に基づき期間の定めのない労働契約の締結の申込みがあったときは、当該労働契約の満了日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換する。
- 2 前項に規定する場合のほか、任期を定めて雇用された教員について、雇用後における教育研究業績、教育研究姿勢等が特に優れていると評価され、継続的に雇用することが人事施策上も適当と認められる場合には、当該労働契約の満了日の翌日(理事長が特に必要があると認める場合は当該労働契約に係る

雇用期間内の指定する日) から期間の定めのない労働契約に転換することができる。

- 3 前項の規定による期間の定めのない労働契約への転換は、人事委員会の承認を得た上で、学長の申し出に基づいて行う。

(公表)

第5条 この規程を制定又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

(定年)

第6条 労働契約法第18条の規定に基づき法人と任期を定めて雇用する教員との間の労働契約が期間の定めのない労働契約へ転換した場合における定年は、兵庫県公立大学法人教職員就業規程第22条の規定のとおりとし、定年に達した日以降における最初の3月31日をもって退職とする。ただし、当該定年退職日後に転換した場合は、転換時の年齢に1を加えた年齢を定年とし、この年齢に達した日以降における最初の3月31日をもって退職とする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に雇用される者について適用する。
- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定、または兵庫県の要請により法人において任期を定めて雇用する教員となった者の労働契約法第18条の適用にあたっては、法人において任期を定めて雇用する教員となった日（以下「承継日」）の前日以前の兵庫県による任用期間を通算し、また、承継日の前日において兵庫県との任期に残存期間がある場合は、当該残存期間を含む任用期間は承継日を含む労働契約と一体のものとみなす。
- 3 別表第1及び別表第2における任期および再任の場合の任期については、当該別表記載の期間に関わらず、職員就業規程第22条の規定における定年年齢に達した日以降における最初の3月31日を限度とする。

附 則 (平成26年3月31日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日改正）

- 1 この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の規定に基づき理事会の議を経たものについては、その結果に基づき学長が申し出るものとする。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 21 日改正）

この規程は、令和 4 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 1 日改正）

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。